

令和5年度 第1回東京都広告物審議会

令和5年6月28日（水）

WEBによるオンライン会議により開催

午後4時1分 開会

○菅原緑地景観課長 それでは、長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回東京都広告物審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長の菅原でございます。本日はよろしく願いいたします。会長に議長をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしく願いします。

初めに、現在出席の委員の方、代理の方も含めまして18名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料について確認のほうをさせていただきます。

お手元のほうに議事次第と資料1から5のほか、東京都広告物審議会運営要綱をご用意させていただいております。お手元のほうにご用意いただければと思います。

それでは初めに、都を代表いたしまして、東京都都市整備局長の谷崎より一言ごあいさつ申し上げます。

○谷崎都市整備局長 東京都都市整備局長の谷崎でございます。

本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

東京都広告物審議会の開催にあたりまして、都を代表して一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。委員改選後初めての審議会ですが、今回の改選では、新たに5名の方に就任いただくとともに、17名の方に引き続き委員をお願いすることになりました。改めて御礼を申し上げますとともに、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

東京都では、今年の1月に「『未来の東京』戦略 version up 2023」を公表いたしました。

た。

今後の都市づくりについては、東京が世界から選ばれ、世界をリードしていくために、世界を引き付ける魅力と利便性の高いまちを実現し、東京の国際的なプレゼンスを高めていくこととしております。

都市景観におきましても、屋外広告物は、重要な構成要素であり、まちの良好な景観の形成、風紀の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、適切に規制していくことが重要でございます。

昨年度の審議会では、ハイヤー・タクシーの車体利用広告の規格改正についてご議論いただきました。委員の皆さまからご意見をいただきながら検討を進め、東京都屋外広告物条例施行規則を改正し、本年4月1日に施行を行いました。

ご審議いただいた委員の皆さまには、この場をお借りして御礼申し上げます。

本年度の本審議会では、広告宣伝車に対する規制について諮問いたします。現在、都内における都外ナンバーの広告宣伝車の走行が問題となっており、ぜひとも、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員の皆様には活発なご議論、ご審議をいただき、お力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 そうしましたら、進行させていただきます。

本日は、委員改選後、初めて開催させていただき審議会でございます。

委員22名中5名の委員の方が新たに就任されました。そこでまず、委員の皆さまを紹介させていただきます。お手元でございます資料1の東京都広告物審議会委員名簿のほうをご覧ください。恐縮ではございますが、私のほうから、名簿の順にご紹介をさせていただき形とさせていただきます。

上から、佐々木宏委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。

○菅原緑地景観課長 よろしく願いいたします。続きまして木下庸子委員でございます。

○木下委員 木下でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いします。菅原大輔委員ですが、本日ご欠席でございます。中島直人委員も本日はご欠席でございます。

続きまして加藤幸枝委員でございます。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして小林昭委員でございます。

続きまして小池知子委員でございます。

○小池委員 小池でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして鳥越けい子委員ですが、本日ご欠席でございます。また、松原隆一郎委員も本日ご欠席でございます。

続きまして中野香織委員でございます。

○中野委員 駒澤大学の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして三谷文栄委員でございます。

○三谷委員 三谷文栄でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして財津澄子委員でございます。

○財津委員 東京商工会議所の財津でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、堀田晶子委員でございます。

○堀田委員 サントリーホールディングスの堀田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして松本幹久委員でございます。

○松本委員 日広連の松本でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、高村祐次郎委員でございます。

○高村委員 よろしくお願ひします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、石原能郎委員でございます。

○石原委員 石原です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、保坂展人委員でございます。

○保坂委員 世田谷区長の保坂展人です。よろしくお願い致します。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。白井亨委員でございますが、本日は代理の若藤様にご出席いただいております。

○若藤委員代理 若藤です。代理で出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、今村剛委員でございますが、本日は代理の安田様にご出席いただいております。

○安田委員代理 警視庁交通規制課の安田です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして谷崎馨一委員でございます。

○谷崎委員 改めまして谷崎でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして中島高志委員でございますが、本日は代理の菅沼様にご出席いただいております。

○菅沼委員代理 代理で出席いたします菅沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 お願いいたします。続きまして、吉田義実委員でございますが、本日は代理の山橋様にご出席いただいております。

○山橋委員代理 山橋です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしくをお願いいたします。皆さま、ありがとうございました。

それでは、映像・写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、会長の選出のほうに移らせていただきます。

広告物審議会の会長につきましては東京都屋外広告物条例第60条第1項の規定に基づきまして、学識経験者の委員のうちから、委員の皆さまの互選によりまして選出いただくことになっております。

いかがでございましょうか。どなたかご推薦はございますでしょうか。

○加藤委員 事務局、よろしいでしょうか。

○菅原緑地景観課長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 加藤です。広告物審議会委員として長年の実績がおありの佐々木宏委員に会長をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○菅原緑地景観課長 ただいま、佐々木委員に会長をお願いしてはどうかというご発言をいただきましたが、皆さまいかがでしょうか。会長に、ご異存がございませんでしたら、佐々木委員に、恐縮ではございますが、会長をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○菅原緑地景観課長 ありがとうございます。

それでは、佐々木宏委員を会長に選出させていただきたいと思っております。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。

佐々木会長よろしくをお願いいたします。

○佐々木会長 ただいま会長にご選出いただきまして、誠に恐縮をしております。大任でございまして、できるだけ務めさせていただきたいと思っておりますので、どうか皆さま方、よ

ろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

本審議会の役割、先ほど谷崎局長さんのご挨拶にもございましたが、大変重要なものがございますし、特に、先ほど、ご提言がございました他県ナンバーの広告宣伝車の扱いにつきましても、大変社会的にも関心の深いテーマだというふうに認識をしております。皆さま方のご協力を得まして、しっかりとした結果を出せるように議論をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、議事に入らせていただきたいと思います。まず、東京都屋外広告物条例第60条の第3項によりまして、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」ということになっております。そこでこの際、会長代理を指名させていただきたいと思います。

大変恐縮ではございますけれども、木下委員にお引き受けをいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。木下委員。

○木下委員 分かりました。

○佐々木会長 ありがとうございます。

○木下委員 ご指名いただきありがとうございます。

○佐々木会長 それでは、木下委員、よろしくお願ひいたします。

○木下委員 よろしくお願ひいたします。

○佐々木会長 また、木下委員には、当審議会運営要綱第12条第2項に基づきまして、私とともに議事録への署名人となっていただくこととなります。併せまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事でございますが、小委員会の設置についてでございます。

事務局から、まず説明をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 都市整備局の屋外広告物担当課長の長谷でございます。小委員会の設置について、説明いたします。資料2になります。

広告物審議会では、これまでの審議の迅速性、効率性を確保するため、審議会の下部組織として、2つの小委員会を設置してまいりました。今期の案件も同様に、2つの小委員会の設置についてお諮りするものでございます。

まず、特例小委員会についてご説明いたします。本委員会が東京都屋外広告物条例64条に基づき、条例12条の2に定めるプロジェクトマッピング活用地区の指定に関する事項と、30条の特例許可に関する事項を調査審議するため設置するものでございまして、学識経験者等により組織するものとなっております。

また、条例64条3項により、本小委員会の議決をもって、審議会の議決とすることができるとされております。

次に、規格等検討小委員会について、ご説明いたします。同委員会は、平成17年1月の広告物審議会答申を受けて、定型ルールや規格等について、迅速に調査審議するため、審議会に常設の小委員会として設けられたものでございます。同小委員会で審議いただいた結果については、調査審議の経過と併せて審議会に報告し、お諮りして、結論を出していただくこととしております。

委員会の委員につきましては、東京都広告物審議会運営要綱14条2項により、委員会委員等の中から会長にご指名いただくことになっております。事務局では、従来どおり、この2つの小委員会を設置して、それぞれの案件をご審議いただければと考えてございます。説明は以上になります。

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。ご発言の際には、挙手をし、お知らせいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、それぞれの小委員会の設置について、審議をしたいと思えます。

まず、特例小委員会の設置について、お諮りをいたします。

資料2にありますとおり、特例許可のための小委員会を設置しようと存じますが、皆さまのご意見、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木会長 特にご異議がないようですので、特例小委員会の設置について、議決されたものといたします。

続きまして、特例小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

特例小委員会の委員の指名については、条例第64条第2項の規定によりまして、学識経験者の審議会委員の中から、会長が指名する委員5名をもって組織するとあります。そこで、学識経験者の委員の中から5名の方を指名させていただきたいと存じます。

まず、木下庸子委員、中島直人委員、加藤幸枝委員、小林昭委員、小池知子委員、以上の5名の皆さまにお願いをしたいと存じますが、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご異議がありませんようですので、以上の方々に特例小委員会の委員を決めさせて

いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

次に、規格等検討小委員会の設置について、お諮りをさせていただきます。

資料にありますとおり、規格等検討のための小委員会を設置しようと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご異議もございませんようですので、規格等検討小委員会の設置について、議決されたものといたします。

それでは、規格等検討小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

規格等検討小委員会委員の指名については、広告物審議会運営要綱第14条第2項の規定によりまして、委員等のうちから、会長が指名する委員によって組織するとあります。そこで、条例第58条各項の委員から最低1名、合わせて9名の委員を、僭越ながら指名させていただきたいと存じます。

まず、学識経験者の委員の中から5名、順次読み上げさせていただきます。菅原大輔委員、加藤幸枝委員、小池知子委員、松原隆一郎委員、そして私、佐々木でございます。広告主の代表委員の中から、財津澄子委員。次に、広告業者の代表委員の中から、高村佑次郎委員。関係行政機関代表委員の中から、今村剛委員。そして東京都職員の中から、谷崎馨一委員。以上の方々を指名させていただきたいと存じます。また、このほか、専門委員として、東北芸術工科大学教授の山畑信博氏を指名させていただきたいと存じます。

合わせて計10名の小委員会といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

特にご異議ありませんようですので、議決のとおり、2つの小委員会を設置し、調査審議を行ってまいります。

それでは、議事の2つ目に移らせていただきます。

議事、広告宣伝車に対する規制について（諮問）について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 説明に先立ちまして、本件については、本日、本審議会で諮問をさせていただくこととしております。都市整備局局長の谷崎より、諮問文を読み上げさせていただき、審議会の代表である佐々木会長に諮問文をお渡ししたいと思っております。よろしくお願ひします。

○谷崎都市整備局長 それでは、諮問、読み上げさせていただきます。

広告宣伝車に対する規制について、東京都屋外広告物条例第57条第1項の規定に基づき、諮問いたします。

諮問理由。広告宣伝車に対する規制については、東京都屋外広告物条例および同施行規則において、広告物等の規格を定めており、また、平成23年の東京都広告物審議会答申、平成22年度第1回東京都広告物審議会における審議結果について（答申）を受け、同施行規則を改正し、同年10月から広告デザインの自主審査制度を導入して、デザインの質の向上を図っております。

しかし、都内では、都条例の適用対象外である道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車が派手な色使いや過度な発光を伴って、数多く走行し、都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化が問題となっており、現在の規制が実態とそぐわない面が現れております。そこで、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車に対する都条例の適用について検討する必要があるとございます。

そのため、貴審議会のご意見をお示し願いたい。

令和5年6月28日、東京都知事、小池百合子。

よろしく願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 ありがとうございます。

なお、谷崎局長は、所用のため、ここで退席をさせていただきます。皆さまには、ご了承のほど、お願いいたします。

なお、以降は代理として、都市整備局技監の小野が出席いたします。よろしく願いいたします。

続いて、説明に移らせていただきます。広告宣伝車に対する規制について、説明いたします。資料3になります。

最初に広告宣伝車に対する現行の都条例規則による制度でございますが、広告宣伝車のほか、バスやタクシーなど車体利用広告に共通する道路交通安全確保のための規制がございます。映像の表示などにより、周囲の運転者の注意力を低下させるおそれがあるものや、運転者をげん惑するおそれのある発光などを禁止しております。

また、広告のデザインの質を確保するため、許可申請に当たり、都の認定を受けた委員会等のデザイン審査を受けることを申請者に求めております。

こうした規制は一定の成果を上げておりますが、都の条例規則上、都外ナンバーの広告宣伝車には、適用されないこととなっております。

ただいま画面に映っている資料は、今年の4月26日に開催された九都県市首脳会議において、都から広告宣伝車への屋外広告物規制のあり方について、協議を行うための検討

会の設置を提案した際のものであります。屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素でございますが、派手な色使いや過度な発光を伴う広告宣伝車が都内の繁華街を走行しております。都市の良好な景観を損なうだけでなく、交通環境悪化の問題が生じております。

また、本年2月に都が新宿と渋谷で走行する広告宣伝車の実態調査を行いましたところ、確認された広告宣伝車の全てが都外ナンバーの車でございました。

このように広告宣伝車に対する都の規制が実態とそぐわない面が現れております。都外ナンバーの広告宣伝車に対する都条例の適用について、検討が必要であるため、広告物審議会において調査、ご審議いただき、ご意見をお示し願います。

最後に今後の主な検討項目の案を示しておりますが、広告宣伝車の現状分析、交通安全面・デザイン面の検討、規制の方法などについて、検討をしていきたいと考えております。

説明は、以上になります。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。

かなり、この件については、多くの方が関心をお持ちのようですので、ぜひ、皆さんの忌憚（きたん）のないご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この件については、今後、議論を進めていくことといたしたいと思っておりますが、今後、広告宣伝車の現状を踏まえての現行の規制の面から具体的に検討していくということのために、この件については、規格等検討小委員会のほうで審議を進めていくことといたしたいと存じます。小委員会の委員の皆さま方には、何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、この件につきましては、以上といたしまして、次に報告事項に移りたいと思っております。

まず、報告事項第1、審議会の開催実績について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○三野課長代理 屋外広告物担当の課長代理の三野と申します。私のほうから、ご説明させていただきます。資料4でございます。

今回は、令和4年10月28日に開催した東京都広告物審議会以降の開催実績を報告させていただきます。前回審議会以降、本日までの間、特例小委員会を3回開催いたしました。主な審議内容としましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や道

路上に設置する屋外広告物の掲出、規格を超える広告物を掲出するものがございました。

なお、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、開催はございませんでした。

広告物審議会の開催実績のご説明は、以上となります。

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次に、報告事項の2つ目でございます。屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の委譲等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の委譲等について、ご説明いたします。資料5になります。

最初に、屋外広告物法における都と区市町村の役割分担でございますが、屋外広告物法では、都道府県、指定都市、中核市が、屋外広告物行政の主体として、屋外広告物条例を制定することとされておりまして、都内では、東京都と中核市である八王子市が条例を制定いたしております。

また、景観法に基づく景観行政団体も都道府県と協議の上、屋外広告物条例の制定権の委譲を受けることができます。

都内には景観行政団体が26区市ございますが、これまでに委譲実績はなく、今回、町田市に条例制定権が委譲されれば、都内では初の事例となります。

景観行政団体に条例制定権を委譲することができる範囲につきましては、屋外広告物法で定められておりまして、広告物の掲示禁止区域ですとか、掲示物件、許可制度や広告物の基準、規格などに関して条例制定権を委譲することができることとされておりまして、

続いて、町田市の屋外広告物規制に関する経緯でございますが、町田市は、平成21年に景観行政団体となり、市の景観計画の下、景観行政を進めてまいりました。しかし、それにそぐわないような広告物が出現してきたため、平成30年に屋外広告物ガイドラインを策定し、広告物の許可に際し、任意の景観事前相談を実施いたしましたが、強制力がなく、実効性に苦慮しておりました。

昨年、町田市景観審議会から市独自の屋外広告物条例の必要性について、答申で指摘を受けておりまして、都と条例制定権の委譲について、調整を進めてまいりました。

昨年10月に審議会内に町田市景観施策検討委員会を設置し、市の条例案等について、検討を行っております。今後は、都と町田市で引き続き、条例制定権の委譲について調整

を進めてまいりまして、今年度内に法で定める委譲にかかる協議について、改めて審議会にご報告をさせていただきます。

また、市の委譲範囲につきまして、都の屋外広告物条例に規定する必要があるため、条例改正についても付議する予定です。年度内には町田市の屋外広告物条例を制定し、施行は令和6年度を予定してございます。

説明は、以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見あれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事については、全て終了いたしました。

この際ですので、委員の方々から何かご発言があれば、お願いをいたしたいと存じます。いかがでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、以上で、議事を終了といたします。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○菅原緑地景観課長 会長、委員の皆さま、ありがとうございました。

これもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりまして、委員の皆さま、ありがとうございました。

午後4時31分閉会